

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 2月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	非常用予備電源装置検査(A系)において、安全処置の不備(残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(C)及び非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプ(A)の自動起動防止措置忘れ)が認められたため、対応策検討。	G II	
2	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A)給気ファン(A)出口逆流防止ダンパーにおいて、作動不良(起動時:4個あるダンパーの内3個について「中間開」までしか動作せず。停止時:4個あるダンパー全てが開のまま動作せず。)が認められたため、当該ダンパーを点検・修理。	G III	
3	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A)給気ファン(B)出口逆流防止ダンパーにおいて、作動不良(起動時:5個あるダンパーの内1個について「微開」までしか動作せず。停止時:5個あるダンパー全てが開のまま動作せず。)が認められたため、当該ダンパーを点検・修理。	G III	